

# 排出量取引の具体的な手続方法について

環境部 温暖化対策課



# 目次

## A

### 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

## B

### 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

## C

### 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

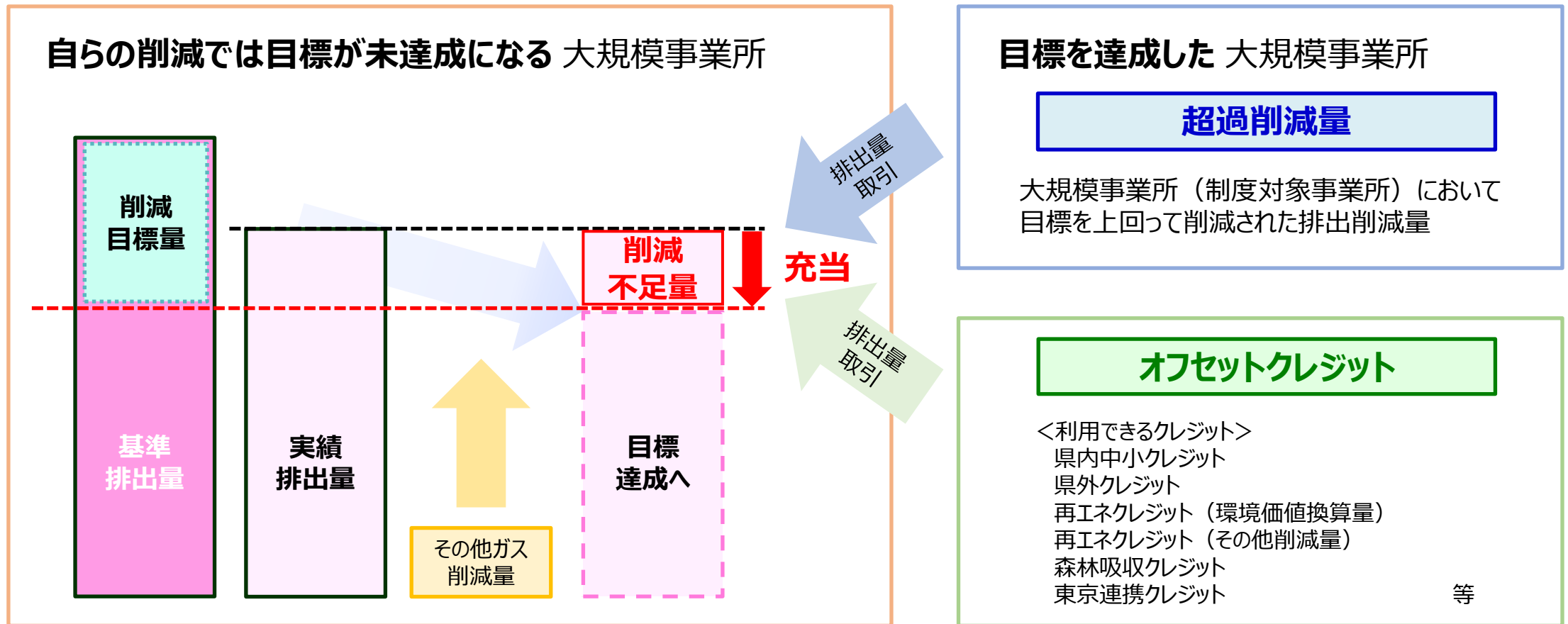
## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# A. 排出量取引について

## － 1. 排出量取引による目標達成 －

自らの削減では**目標が未達成**の大規模事業所は、**削減不足量**について、他の大規模事業所の**超過削減量**、**オフセットクレジット**を排出量取引により取得して、不足分に充当することで目標を達成をすることができます。



# A. 排出量取引について

## － 1. 排出量取引による目標達成 －

超過削減量やオフセットクレジットの取引を行うためには、管理口座の開設、取引相手との契約、県への振替手続きが必要となります。以下は、クレジット等を取引により移転する際の手続きの流れです。

※ 排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本であり、埼玉県が取引市場を公設することは予定していません。

手続きの流れ

	項目	内容	県への必要手続き
1	目標達成状況及び不足削減量の確認	目標達成状況の確認	なし
		クレジット等の保有状況の確認	削減量口座簿記録事項証明書交付申請
2	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請
3	取引相手を探す	取引相手を探す	なし
4	契約手続き	取引相手との契約を交わす	なし
5	排出量取引の実施	クレジット等を取引により相手へ移転する	振替可能削減量等振替申請
		オフセットクレジットを発行する	振替可能削減量等発行等申請書

# A. 排出量取引について

－ 2. 目標達成に利用できるクレジット等について －

排出量取引は

**当事者間で “クレジット等” を 取得・移転等すること**

により行われます。

## クレジット等

事業所においてCO<sub>2</sub>を削減した量や再生可能エネルギーを創出した量などを環境価値としてCO<sub>2</sub>の量に換算し、排出量取引制度において取引に利用できる形態としたもの。

クレジットはシリアルNoで管理されます  
例：173t  
110-253884 ～ 110-254056

(イメージ)



# A. 排出量取引について

## － 2. 目標達成に利用できるクレジット等について －

### < 目標達成に利用できるクレジット等の種類 > ※ 多くのクレジットは、事前申請や検証が必要なことに注意

#### 1. 超過削減量

大規模事業所において、目標を上回って削減された量

#### 2. その他ガス削減量

大規模事業所において、その他ガス(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>, CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス)について削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ利用可能 (他の事業所への振替は不可)
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

#### 3. 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所(制度対象外の事業所)において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策に制限あり
- ※ 削減対策(工事)を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

#### 4. 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外(東京都外)の事業所において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充分に利用できる量に制限あり
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、22%の目標削減率(第3計画期間)が設定される
- ※ 第三者検証が必要

#### 5. 再エネクレジット(環境価値換算量)

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 第3計画期間では、再エネの種類にかかわらず、1.0倍分の算定
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

#### 6. 再エネクレジット(その他削減量)

他制度で認証された環境価値(グリーンエネルギー証書など)をクレジット化したもの

- ※ 第3計画期間では、再エネの種類にかかわらず、1.0倍分の算定
- ※ 他制度において認証を受けているため、本制度での改めての検証は不要

#### 7. 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等(森林管理に係るもの)で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増が可能
- ※ 埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者のみ利用可能(他者への振替は不可)
- ※ 他制度において認証を受けているため、本制度での改めての検証は不要

#### 8. 東京連携クレジット

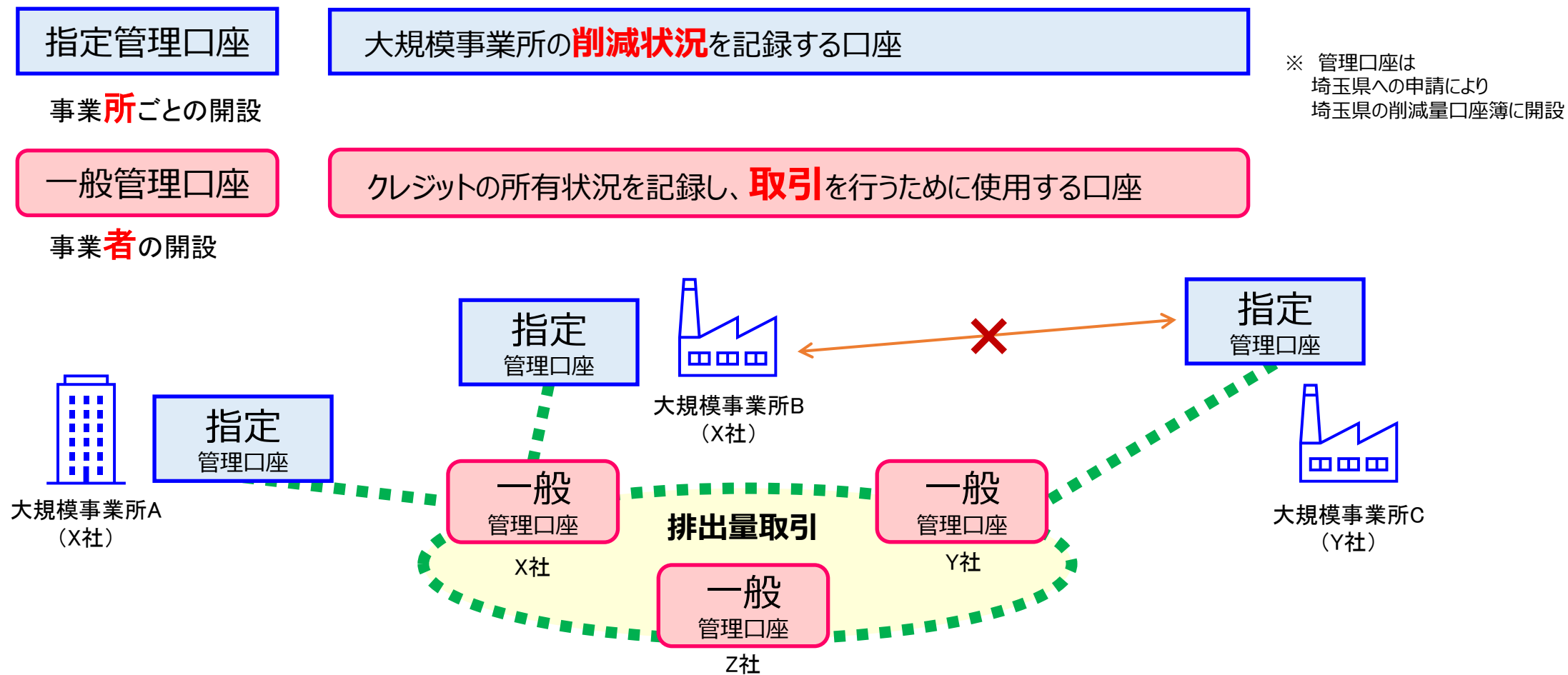
東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジット

- ※ 東京都制度において検証を受けているため、本制度での改めての検証は不要
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限る

# A. 排出量取引について

－ 2. 目標達成に利用できるクレジット等について －

排出削減状況やクレジット所有状況は、各管理口座で管理されます。





# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

- 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認**
- 2. 一般管理口座の開設**

C

## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

- 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認**
- 2. 一般管理口座の開設**

C

## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# B. 事前確認について

## 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認

自事業所の目標達成状況は、県からの「**目標達成状況確認通知書**」で確認することが可能です。

※ 第3削減計画期間内の計画書・検証結果報告書の審査が全て終了した事業所から順次送付していきます。

口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00					
削 減 期 間	令和2年度～令和6年度					
目 標 達 成 状 況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO <sub>2</sub> )						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
排出削減目標量						10,000
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出量	8,000	9,000	8,500	8,000	7,500	41,000
排出削減量	2,000	1,000	1,500	2,000	2,500	9,000
振替可能削減量等の充当量						-
知事が発行する超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						1,000
<small>(備考)</small> 基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。 「目標達成のために必要な充当量」について、整理期間の終了日（令和8年9月末）までに他の事業所等から削減量を取得し、目標達成に努めてください。						

**達成状況**  
「達成」 or 「未達成」

**不足削減量（「未達成」の場合に記載）**  
この例では、「目標量 10,000 t-CO<sub>2</sub>」に対して「削減量 9,000 t-CO<sub>2</sub>」なので「1,000 t-CO<sub>2</sub>」の削減不足（未達成）

# B. 事前確認について

## 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認

計画期間中は「**審査結果のお知らせ**」で確認することが可能です。

※ 計画書の審査が終了した事業所から順次送付しています。

### 3. 第3削減計画期間の達成見込み (推計) (※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。)

(排出量の単位はt-CO2)

下記数値は、令和4年度までの平均排出量が令和6年度まで継続するとして推計したものです。  
今後の排出状況や取組状況により値は大きく変化する場合があります。

基準排出量 ⑦	51,200	上記①基準排出量の削減計画期間全体の合計
削減目標量 ⑧	10,240	上記③削減目標量の削減計画期間全体の合計
排出量 ⑨	42,789	これまでの排出実績を基にした推計値です
排出削減量 ⑩ = ⑦ - ⑨	8,411	

※ あくまで推計であり、見込みの値であることに注意が必要です。

自事業所の削減状況の確認をし、取引が必要となりそうなのか、今後の対策次第で達成できそうなのかなどを今のうちから、計画的に準備等をしていくことが大事です。

達成見込み

<input type="checkbox"/>	⑧ ≤ ⑩の場合	削減目標量を上回る削減が行われる見込みです。
	目標を上回って削減された量 ⑪ = ⑩ - ⑧	-
	超過削減量 (取引できる量) ⑫	- 各年度において、削減量が基準排出量の2分の1を上回った場合には、基準排出量の2分の1から削減目標量を減じた値が超過削減量となります。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を上回っている場合、超過削減量(見込量)が記載されます。発行された超過削減量は排出量取引でご利用いただけます。

未達成見込み

<input checked="" type="checkbox"/>	⑧ > ⑩の場合	第3削減計画期間では削減が不足する見込みです。
	削減不足量 ⑬ = ⑧ - ⑩	1,829 保有するクレジットを目標達成に充てることができます。それでも不足する場合は排出量取引によりクレジットを取得してください。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を下回っている場合、削減不足量が記載されます。例では、このままでは削減が不足する見込みのため、削減不足量が記載されています。

### 4. 指定管理口座のクレジット等 (排出量の単位はt-CO2)

(排出量の単位はt-CO2)

クレジット等保有量 ⑭	0	貴事業所の指定管理口座に帰属するクレジット等の数量です(第3削減計画期間の目標達成に使用できるもの)。一般管理口座に帰属する量、目標達成のために充当した量は含まれません。
-------------	---	---

指定管理口座に帰属するクレジットの数量が記載されます。削減量が不足している場合、こちらから充当することも可能。

# B. 事前確認について

## － 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認 －

口座情報を確認したい場合は、「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」を県に提出する必要があります。県による手続きの後、「削減量口座簿記録事項証明書」が交付されます。

### 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

自らが管理する口座の時点情報の証明書を発行します。口座に記録されているクレジット等を確認できます。

#### <申請に関するポイント>

##### 申請に必要な書類

###### ▶ 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

※代表者印は**印鑑証明書と同じ印**を押印

###### ▶ 印鑑証明書（原本）

※既に当課へ提出している証明書から**変更がない場合はコピー可**

##### 証明可能な事項（確認できる事項）

###### ▶ 指定管理口座

- ・ 一般管理口座との関連付けの状況
- ・ 帰属するクレジット等の種類ごとの数量及びシリアル番号
- ・ オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
- ・ 超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付
- ・ クレジット等の充当量及び充当した日付
- ・ 目標達成の状況

###### ▶ 一般管理口座

- ・ 指定管理口座との関連付けの状況
- ・ 帰属するクレジット等の種類ごとの数量及びシリアル番号
- ・ オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
- ・ オフセットクレジットの発行量及び発行した日付

証明事項 令和07年03月18日時点 温対第XX-X号 別紙

口座番号	110-110-000000000000XXX-00			一般管理口座			
1. オフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号							
クレジットの種類	数量 (t-CO2)	シリアル番号	有効期間				
超過削減量	22,500	110-31030979~31056460	第2削減計画期間及び第3削減計画期間				
2. オフセットクレジット等の発行、取得又は移転等に関する情報							
クレジットの種類	増加量 (t-CO2)	減少量 (t-CO2)	シリアル番号	振替元口座番号	振替先口座番号	処理日	備考
超過削減量	15,000		110-XXXXXXX~XXXXXXX	110-110-000000000000XXX-00		令和3年6月30日	取得
超過削減量	28,000		110-XXXXXXX~XXXXXXX	110-110-000000000000XXX-00		令和3年6月30日	取得
超過削減量	26,000		110-XXXXXXX~XXXXXXX	110-110-000000000000XXX-00		令和3年6月30日	取得
超過削減量	25,000		110-XXXXXXX~XXXXXXX	110-110-000000000000XXX-00		令和3年6月30日	取得
超過削減量		6,100	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和3年10月1日	移転
超過削減量		5,000	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和3年11月1日	移転
超過削減量		11,000	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和3年12月1日	移転
超過削減量		500	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和4年1月5日	移転
超過削減量		1,000	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和4年1月5日	移転
超過削減量		700	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和4年1月31日	移転
超過削減量 (*1)		1,700	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-200-000000000000002-00	令和4年2月1日	移転
超過削減量 (*1)		18,000	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-200-000000000000002-00	令和4年2月1日	移転
超過削減量 (*1)		25,000	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-200-000000000000002-00	令和4年2月1日	移転
超過削減量		2,500	110-XXXXXXX~XXXXXXX		110-110-000000000000XXX-00	令和7年3月18日	移転
※1 埼玉県削減量口座簿取扱要綱第20条第1項に規定される期日（令和4年1月末日）を経過したことによる移転。							
3. 関連付けの状況							
口座種別	口座番号	口座名義人					
指定管理口座	110-100-000000000000XXX-00	株式会社埼玉県					

# B. 事前確認について

## — 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認 —

### <削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の記入事項について>

様式第20号

① 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

② 住所 さいたま市浦和区高砂0丁目0番0号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第25条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているものうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

③ 口座番号	110-100-000000000000 0####-00	④ 管理口座の種類	指定
⑤ 口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 △△工場	
	事業所の所在地	さいたま市浦和区高砂0-0-0	
	事業所番号	000000	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	1通		
添付書類	別添のとおり		
⑥ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名	株式会社〇〇〇〇	
	郵便番号	000-0000	
	管理部署住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂0-0-0	
	所属名	〇〇〇〇	
	担当者名	□□ □□	
	電話番号	000-0000-0000	
ファックス番号	000-0000-0000		
E-mailアドレス	aaaaa@bb.co.jp		

(受付欄)

- ① 申請年月日  
申請年月日の記載をする。郵送の場合は、発送日を記載する。
- ② 申請者情報  
申請者の情報を記載する。代表者印を押印する。原則として、印鑑証明書の印と同じ印。使用印鑑届出を提出している場合は、使用印でも可。
- ③ 口座番号  
指定管理口座であれば、110-100-000000000000×××-00を一般管理口座であれば、110-110-000000000000〇〇〇-00を記載する。
- ④ 管理口座の種類  
証明を希望する口座の種類を記載する。指定管理口座であれば「指定」、一般管理口座であれば、「一般」と記載する。
- ⑤ 口座に係る大規模事業所の情報  
指定管理口座の申請時のみ記載する。(会社名、住所、事業所番号)
- ⑥ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先  
振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先を記載する。(会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレス)



# B. 事前確認について

## － 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認 －

### <削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の記入事項について>

別添（証明を希望する事項）

⑦

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input type="radio"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input type="radio"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

⑧ 添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

#### ⑦ 証明を希望する事項

該当するものに○を付ける。

指定管理口座の証明を希望する場合は、左の列に○を付ける。

一般管理口座の証明を希望する場合は、右の列に○を付ける。

証明を希望する年月日については、記載がない場合は、

申請年月日時点における口座情報の証明とさせていただきます。

※ 申請のあった時点で削減量口座簿に記録されている情報のうち、チェックされた事項を証明書として通知します。

#### ⑧ 添付書類

該当するものに○を付ける。

印鑑証明書については、既に提出したことがあり、印鑑証明書の内容に

変更がない場合、提出は不要（チェックなし）

# B. 事前確認について

## 1. 目標達成状況及び不足削減量の確認

＜ 現在お持ちのクレジットは県ホームページでもご覧いただけます ※公表を希望している事業者に限る ＞

### 2. 振替可能削減量の保有情報の公表について

#### (1) 振替可能削減量等情報公表状況

振替可能削減量等の発行等に係る情報について、以下のとおり公表します。

[振替可能削減量等の保有情報一覧（令和6年9月10日現在）（PDF：344KB）](#)

超過削減量及び各種クレジットの発行及び保有に係る情報は、排出量取引運用ガイドラインの規程に基づき公表することができます。

#### (2) 振替可能削減量等情報公表事項（口座名義人が希望した場合のみ）

振替可能削減量（超過削減量、各種クレジット）の売却を希望される事業者は、振替可能削減量に係る情報の全て、又は一部を埼玉県ホームページ上で公表することができます。

他者が保有している振替可能削減量の購入を希望される事業者（取引参加者）は、埼玉県ホームページで公表される情報等を参考に、クレジットの購入手続（業者選択、見積依頼等）を行うことができます。

1. 口座番号及び口座名義人の名称
2. 振替可能削減量等の種類
3. 振替可能削減量等の発行の量

### 3. 排出量取引等に係る情報の公表について

＜埼玉県HP：管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況＞  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

クレジット等の保有情報一覧

作成日: 令和6年09月10日時点

口座の種類	口座番号	口座名義人名称	クレジット等の種類	振替可能削減量等の保有の量(t-CO2)	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
					管理部署会社名	管理部署所属	管理部署電話番号	管理部署ファックス	管理部署メール
指定	110-100-0000000000000001-00	埼玉日清食品株式会社	超過削減量	10,555	埼玉日清食品株式会社	総務部	048-565-4730	048-565-4733	e_saisai@foods1150@ab.na.jp
指定	110-100-0000000000000046-00	日本フェルト株式会社	超過削減量	14,491	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000052-00	株式会社明治	超過削減量	4,729	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000053-00	株式会社明治	超過削減量	0	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000054-00	株式会社プロテリアル	超過削減量	15,153	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000059-00	パーカーアサヒ株式会社	超過削減量	15,230	パーカーアサヒ株式会社 本社工場	設備部	048-584-1114	048-584-4305	kashimaw@ashi@pc.com.jp
指定	110-100-0000000000000061-00	志木地区衛生組合	その他ガス削減量	433	志木地区衛生組合	企画業務課	049-254-1125	049-254-5722	sikitiku@seet.ocn.ne.jp
指定	110-100-0000000000000061-00	志木地区衛生組合	超過削減量	0	志木地区衛生組合	企画業務課	049-254-1125	049-254-5722	sikitiku@seet.ocn.ne.jp
指定	110-100-0000000000000065-00	東武冶金株式会社	超過削減量	3,625	東武冶金株式会社	管理課	0480-23-0985	-	-
指定	110-100-0000000000000070-00	株式会社エフテック	超過削減量	14,086	株式会社エフテック	久喜事業所 管理課	0480-85-5215	0480-85-5219	-
指定	110-100-0000000000000073-00	DIC株式会社	超過削減量	5,045	DIC株式会社	埼玉工場製造グループ第五製造課	-	-	-
指定	110-100-0000000000000086-00	沖電気工業株式会社	超過削減量	11,454	沖電気工業株式会社 OK環境センター	環境センター	-	-	katou659@oki.com
指定	110-100-0000000000000087-00	沖電気工業株式会社	超過削減量	5,293	沖電気工業株式会社 本社工場	生産技術部 設備管理課	-	-	kinura165@oki.com
指定	110-100-0000000000000091-00	サイデン化学株式会社	超過削減量	4,281	サイデン化学株式会社	生産本部	048-861-9121	-	-
指定	110-100-0000000000000109-00	オリエンタルエン지니어リング株式会社	超過削減量	76	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000111-00	国立大学法人埼玉大学	超過削減量	2,364	国立大学法人埼玉大学	財務部施設管理課	-	048-858-3681	seiyu@mail.nsit.tu-u.ac.jp
指定	110-100-0000000000000115-00	エイワイファーマ株式会社	超過削減量	3,461	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000117-00	株式会社ソーレン	超過削減量	0	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000119-00	株式会社不二家	超過削減量	1,136	株式会社不二家	埼玉工場 工務課	048-478-2121	-	kitao.takahiro@fujisan.co.jp
指定	110-100-0000000000000128-00	株式会社ルミネ	超過削減量	10,782	株式会社ルミネ	開発企画部	03-5334-0567	-	k-noiki@lumine.co.jp
指定	110-100-0000000000000131-00	RGコンテナー株式会社	超過削減量	-	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000138-00	日本電波工業株式会社	超過削減量	11,635	日本電波工業株式会社 熊山事業所	品質保証部	-	-	-



# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# B. 事前確認について

## ー 2. 一般管理口座の開設 ー

一般管理口座の開設を行うには、「**一般管理口座開設申請書**」を県に提出する必要があります。  
 県による手続きの後、「**管理口座開設通知書**」が発出され、一般管理口座が開設されます。

### 一般管理口座開設申請書

取引は、必ず一般管理口座を介して行われます。  
 取引を行う場合は、一般管理口座の開設が必要です。

#### <申請に関するポイント>

##### 申請に必要な書類

###### ▶ 一般管理口座開設申請書

※代表者印は**印鑑証明書と同じ印**を押印

###### ▶ 印鑑証明書（原本）

※既に当課へ提出している証明書から**変更がない場合はコピー可**

##### 留意事項

- ▶ 既に一般管理口座を開設されている事業者でも、**指定管理口座との関連付けを行っていない場合は、一般管理口座に係る関連付け申請書の提出が必要**となります。
- ▶ 大規模事業者**以外**の法人又は個人が開設した一般管理口座については**計画期間ごとの更新申請**が必要となります。  
 (第3削減計画期間は、令和9年1月31日まで)
- ▶ 一般管理口座の開設は**事業者ごとの開設**となるため、**一般管理口座は一法人につき1つ**となります。

様式第1号

年 月 日

(あて先)  
 埼玉県知事

住所  
 氏名

印  
 (法人にあっては名称、代表者の氏名  
 及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第5条第4項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	1 大規模事業者 ・ 2 法人 ・ 3 個人
口座の開設要件に関する事項	別添のとおり
公表を希望する事項	別添のとおり
開設を希望する口座の数	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	別添のとおり
添付書類	別添のとおり
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名
	郵便番号
	管理部署住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	Fax番号
	E-mailアドレス

(受付欄)

(日本産業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

様式第2号

管理口座開設通知書

温対第999号  
 令和7年3月18日

株式会社埼玉県  
 代表取締役社長 埼玉 太郎 様

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県削減量口座簿取扱要綱(第5条第1項)の規定により次のとおり管理口座を開設したので、(同条第7項)の規定により通知します。

管理口座の種類	一般管理口座
口座に係る大規模事業者の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称
	事業所の所在地
	事業所番号
口座番号	110-110-00000000000000XXX-00
備考	【関連付け指定管理口座】 110-100-00000000000000XXX-00

(日本産業規格A列4番)

# B. 事前確認について

## － 2. 一般管理口座の開設 －

### <一般管理口座開設申請書の記入事項について>

様式第1号

① 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

② 住 所  
氏 名  
印  
法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地

一般管理口座開設申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第5条第4項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

③ 口座を開設できる者の種類 1 大規模事業者 ・ 2 法人 ・ 3 個人

④ 開設を希望する口座の数

③ 口座を開設できる者の種類	1 大規模事業者 ・ 2 法人 ・ 3 個人	
④ 開設を希望する口座の数		
口座の開設要件に関する事項	別添のとおり	
公表を希望する事項	別添のとおり	
開設を希望する口座の数		
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	別添のとおり	
添付書類	別添のとおり	
⑤ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名	
	郵便番号	
	管理部署住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	ファックス番号	
(受付欄)	E-mailアドレス	

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

#### ① 申請年月日

申請年月日の記載をする。郵送の場合は、発送日を記載する。

#### ② 申請者情報

申請者の情報を記載する。代表者印を押印する。原則として、印鑑証明書の印と同じ印。使用印鑑届出を提出している場合は、使用印でも可。

#### ③ 口座を開設できる者の種類

該当するものに○をつける。廃止した大規模事業所の指定管理口座にある超過削減量を一般管理口座に移転する場合にあっては、「1大規模事業所」を選択する。

#### ④ 開設を希望する口座の数

開設を希望する口座の数として、「1」を記載する。原則、一法人一口座。

#### ⑤ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先を記載する。  
(会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレス)  
管理口座の情報について、公表を希望している場合、当該事項は公表される。

# B. 事前確認について

## － 2. 一般管理口座の開設 －

別添（口座の開設要件に関する事項）

開設できる者の種類		開設要件
1 大規模事業者		事業者番号（4桁）
⑥ 2 法人（1以外）	口座管理者	事業者番号（4桁）
	その他	特になし（記入不要）
3 個人	口座管理者	事業者番号（4桁）
	おたががおたがが 発行事業者	おたがが申請に係る事業者番号
	相続人	被相続人の一般管理口座番号（11桁）

別添（公表を希望する事項）

希望の有無		公表事項
⑦ 全員	有・無	管理会社名称・部署（所属）名称
	有・無	管理部署電話番号
	有・無	管理部署ファックス番号
	有・無	管理部署E-mailアドレス
個人の場合	有・無	口座名義人（申請者）又は口座管理者氏名
	有・無	口座名義人（申請者）又は口座管理者住所

別添（関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報）

指 定 管 理 口 座 番 号	情報内容	
	合計	口座
事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所番号		
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	

添付書類

⑨ 法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	有・無
	住民票又はこれに準じるもの	有・無
個人の場合	口座を開設できる者に該当することを証明する書類（口座管理者である場合を除く）	有・無

※ 排出量取引に係る申請又は届出は2回目以降で、既に印鑑証明書（原本）又は住民票を提出している場合は、コピーの提出でもよい。（印鑑証明書又は住民票の内容に変更がない場合に限る）

### ⑥ 口座の開設要件に関する事項

表紙の「開設できる者の種類」で、1が選択されている場合、事業者番号を記載する。  
表紙の「開設できる者の種類」で、2が選択されている場合、口座管理者で事業者番号があれば記載する。

### ⑦ 公表を希望する事項

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先について、公表の希望の有無に○をつける。「有」にした場合、当該事項は公表される。

### ⑧ 関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報

関連付けを希望する場合、指定管理口座等に係る情報について記載をする。  
指定管理口座番号は、事業所固有の番号(110-100-00000000000000XXX-00)を記載する。  
複数口座との関連付けを希望している場合は、自由形式の別紙等により、複数口座分を記載する。  
開設しようとする一般管理口座と指定管理口座との関係について、該当するものに○をつける。

### ⑨ 添付資料について

添付書類は該当するものに○をつける。  
原則、印鑑証明書を添付する（発行から6か月以内）。  
ただし、既に印鑑証明書（原本）を提出していて、変更がない場合は、提出不要。

# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

## 取引手続きについて

- 1. 取引相手の選定**
- 2. 売買契約の締結**
- 3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請**

# C. 取引手続きについて

## － 1. 取引相手の選定 －

振替可能削減量（超過削減量、各種クレジット）の売却を希望される事業者について、振替可能削減量に係る情報の全て又は一部を埼玉県HP上で公表しています。

他者が保有している振替可能削減量の購入を希望される事業者（取引参加者）は、埼玉県HPで公表される情報等を参考に、クレジットの購入手続（取引相手選択、見積依頼等）を行うことができます。

### 2. 振替可能削減量の保有情報の公表について

#### （1）振替可能削減量等情報公表状況

振替可能削減量等の発行等に係る情報について、以下のとおり公表します。

[振替可能削減量等の保有情報一覧（令和5年5月31日現在）（PDF：351KB）](#)

超過削減量及び各種クレジットの発行及び保有に係る情報は、排出量取引運用ガイドラインの規程に基づき公表することができます。

#### （2）振替可能削減量等情報公表事項（口座名義人が希望した場合のみ）

振替可能削減量（超過削減量、各種クレジット）の売却を希望される事業者は、振替可能削減量に係る情報の全て、又は一部を埼玉県ホームページ上で公表することができます。

他者が保有している振替可能削減量を購入を希望される事業者（取引参加者）は、埼玉県ホームページで公表される情報等を参考に、クレジットの購入手続（業者選択、見積依頼等）を行うことができます。

1. 口座番号及び口座名義人の名称
2. 振替可能削減量等の種類
3. 振替可能削減量等の発行の量

<埼玉県HP：管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況>  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

### <取引相手の選定時における留意点>

- ▶ 取引に必要な一般管理口座を開設しているか。
- ▶ 取引を希望する量のクレジット等を所有しているか。
- ▶ 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジット等であるか。  
超過削減量及びオフセットクレジットには、それぞれ**有効期限**があります。  
特に、**再エネクレジット（その他削減量）**及び**森林吸収クレジット**は、平成20年3月以前に発電又は森林吸収された量を目標達成に利用することはできません。  
再エネクレジット(その他削減量)のうち**グリーン電力証書**は、使用用途(目的)が本制度に利用することが明確になっていない場合、目標達成に利用できないことがあります。
- ▶ 希望する時期に取引をすることが可能か。  
埼玉県への口座開設、発行、振替の**申請**については、**一定の処理期間を要します**。  
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- ▶ 取引価格はいくらか。  
**価格は取引当事者の合意により決定**されます。（無償も可）  
契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。



# 参考：クレジットの発行（保有）情報を公表（変更）したい場合の手続きについて

## <振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について>

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について

① 令和 年 月 日

② 住所 さいたま市浦和区高砂〇丁目〇番〇号  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量等の種類	振替可能削減量の保有量
110-100-000000000000###-00	超過削減量	有り・無し	有り・無し	有り・無し
110-110-000000000000###-00	再エネクレジット	有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）  
※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

左記の申請書を県に提出することでクレジット等の保有情報を県HP上で公表することができます。

### 公表される内容

- ▶ 口座番号及び口座名義人名称
- ▶ クレジットの種類
- ▶ クレジットの発行（保有）量

- ① 申請年月日  
申請年月日の記載をする。郵送の場合は、発送日を記載する。
- ② 申請者情報  
申請者の情報を記載する。代表者印は不要。
- ③ 口座番号  
公表状況を変更したい口座番号（指定または一般）を記載する。
- ④ 振替可能削減量等に係る情報  
クレジットの種類又は認定（認証）番号を記載する。
- ⑤ 公表希望の有無  
各公表項目について、公表希望の有無を選択する。公表の希望「有り」とした場合、当該事項は公表される。



# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

## 取引手続きについて

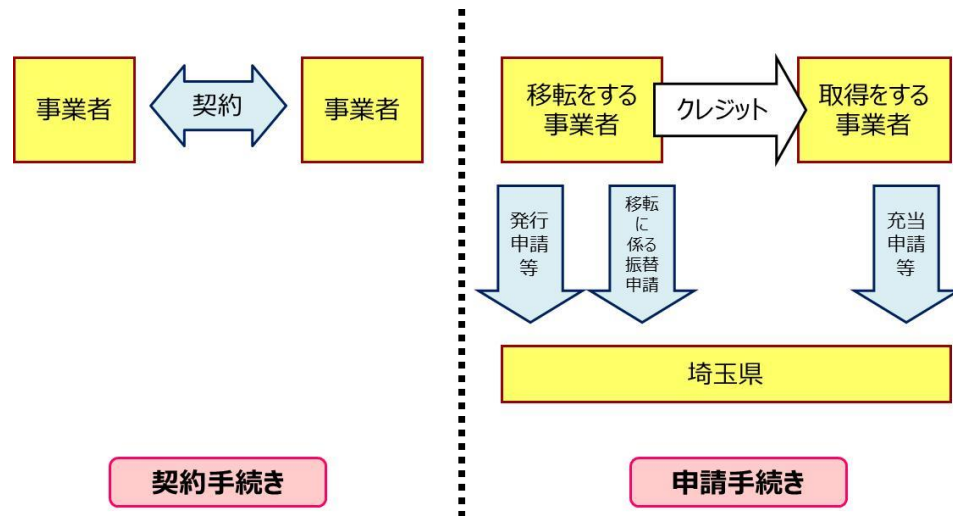
1. 取引相手の選定
2. **売買契約の締結**
3. **県への排出量取引（クレジット等の振替）申請**

# C. 取引手続きについて

## － 2. 売買契約の締結 －

取引相手と取引内容が調整できれば、実際に契約を締結することになります。

契約に当たっては、手続きの不履行や料金未払い等のトラブル等の防止のために、**契約書を作成して、契約を締結**することをお勧めします。



- ▶ 県の排出量取引は**相対取引**
- ▶ 取引価格は、取引する**当事者同士の交渉・合意**により決定
- ▶ 取引価格に対する**上限価格、下限価格等の制約はない**
- ▶ **契約手続きは取引事業者間で実施**  
(実際のクレジット等の移転については埼玉県に申請)

<参考：契約書のひな形を県HPに掲載しております>

振替実行完了の確認方法	振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。 減少する事業者が発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す 増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する等
履行確認と代金支払い	契約の履行確認と、代金支払いの時期、方法を定めておきましょう。
契約不履行時の対応	振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない、虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだったなど、契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。 期日までに代金が支払われなかった場合は、買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける等

手続の不履行や料金未払い等のトラブル等を防止するため、契約書を作成して契約を締結することをお勧めします。

・契約書様式（参考様式） [ダウンロード（ワード：120KB）](#)

※ この契約書の様式は、振替可能削減量の売買を行う事業者の参考として提示するもので、利用が義務付けられているものではありません。この様式を利用する場合においても、その内容を十分に確認し、個別の取引の状況に応じて契約内容を修正してください。

(4)埼玉県への振替申請

排出量取引に係る振替申請は、クレジット振替元の事業者（移転によって口座簿の振替可能削減量が減少する事業者）が行います。

申請手続には標準処理期間が設定されています。また目標達成のためには、クレジット等の取得後に、指定管理口座への振替申請が必要となります。

<埼玉県HP：排出量取引の契約手続(準備・相手の選定・契約の締結・事後確認)>  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

# C. 取引手続きについて

## － 2. 売買契約の締結 －

### < 契約書において取り決める事項（例） >

#### ▶ クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）

複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、**希望するオフセットクレジットを取得したい場合は** 識別番号などを用いて、取引を行う**クレジットを明確に**しましょう。

#### ▶ 売主及び買主管理口座（口座名義人及び口座番号）

口座名義人及び口座番号が間違っていると、クレジットの移転手続きができない場合があります。お互い**管理口座の情報を確認し**、必要に応じて契約書に記載しておきましょう。

#### ▶ 振替を実行する時期（期限、予定日）

**振替実行は**、申請書の提出を受けて、**県が行います**。  
**一定の事務処理期間を要します**ので、希望日どおりの実行ができない場合があります。  
また、申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

#### ▶ 申請手続きを履行すること

振替に関する**申請手続きは**、契約当事者のうち、**売主（クレジット保有者）が行います**。  
手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

#### ▶ 振替実行完了の確認方法

**振替通知は、売主（クレジット保有者）にしか発行されません**。  
振替実行確認の方法をあらかじめ決めておきましょう。

例：売主（クレジット保有者）に発行される振替通知書の写しを、買主（クレジット購入者）に渡す買主（クレジット購入者）が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等

#### ▶ 履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を決めておきましょう。

#### ▶ 契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない  
虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった など  
契約の内容が履行されなかった場合の対応についても決めておきましょう。

例：期日までに代金が支払われなかった場合は、催告の上、契約を解除し、損害賠償請求をするクレジットの移転量が希望する量に満たない場合、売主は追加移転を催告の上、それでも満たない場合には減額請求をする 等

# 参考：排出量取引に関する会計処理及び排出量取引に関する税務について

## <①排出量取引に関する会計処理>

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として「**目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方**」を県HPで公表しています。

### 留意事項

- ▶ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ▶ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いします。

## <②排出量取引に関する税務>

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例「**埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（平成27年3月19日回答）**」を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

## 5. 排出量取引に関するもの

削減量口座簿取扱要綱等

<a href="#">埼玉県削減量口座簿取扱要綱（PDF：1.697KB）</a> 主な改正内容：変更届を要さない要件の変更等	令和6年2月改正	
<a href="#">排出量取引運用ガイドライン（PDF：2.724KB）</a>	令和6年9月改正 <a href="#">主な変更点（PDF：287KB）</a>	
<a href="#">東京2020大会等における制度外利用に関する特別要綱（PDF：151KB）</a>	平成30年11月	①
<a href="#">会計処理に関する基本的考え方について（PDF：690KB）</a>	平成24年6月	
<a href="#">会計処理の例（PDF：5KB）</a>	平成27年12月	
<a href="#">税務上の取扱いの例（PDF：120KB）</a>	平成30年12月	②

※本制度の排出量取引に係る税務上の取り扱いについて、国税庁のホームページに掲載されました。

[埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（外部ページ：国税庁）](#)

<埼玉県HP：指針・要綱・ガイドライン>

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（平成27年3月19日回答）」については、以下のページからも閲覧できます

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

# 目次

A

## 排出量取引について

1. 排出量取引による目標達成
2. 目標達成に利用できるクレジット等について

B

## 事前準備について

1. 目標達成状況及び不足削減量の確認
2. 一般管理口座の開設

C

## 取引手続きについて

1. 取引相手の選定
2. 売買契約の締結
3. 県への排出量取引（クレジット等の振替）申請

# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

排出量取引(クレジットの振替)を行うには、「振替可能削減量振替申請書」を県に提出する必要があります。県による振替の手続き完了後、「振替可能削減量振替通知書」が発出され、取引が完了します。

### 振替可能削減量振替申請書

当該振替によりその管理口座において、振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が申請を行う。

※ 指定管理口座から指定管理口座への振替はできないので注意

#### <記載事項に関するポイント>

##### 振替の原因となった事由

振替の理由について、主に記載される例を以下に示す。

- 例：指定 → 一般：他事業者との取引を行うため
- 例：一般 → 一般：他事業者との取引を行うため
- 例：一般 → 指定：削減量の不足分を振替量充当により達成するため

##### 単位当たりの取引価格

- 単位当たりの取引価格を記載する。(空白でも可)
- ※ 自社間の移転等で取引価格が発生しないものは、空白(または0円)とする。
  - ※ 取引価格については、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものであり、埼玉県が取引価格を定めることはない。
  - ※ 市場価格を表すものではないが、取引参加者が参考情報として利用できるよう、過去の削減計画期間中に行われた排出量取引における申告価格は県HP上で公表している。( <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html> )

様式第10号

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所  
氏名

印  
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	
増加の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	
振替の原因となった事由		
振替希望日 年 月 日		
振替可能削減に係る情報	種類 振替の数量 識別番号	
1単位当たりの取引価格		
添付書類 別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先 別添のとおり		

(受付欄)

(日本産業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

様式第11号

振替可能削減量振替通知書

温対第32-1000号  
令和 年 月 日

株式会社埼玉県  
代表取締役社長 埼玉 太郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第10条の規定により振替可能削減量の振替をしたので、第13条第3項の規定により通知します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類	指定
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	110-100-000000000000000000	指定	
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇 099999		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類	一般
事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	110-110-000000000000000000 株式会社埼玉県	一般	
振替の原因となった事由 他事業者との取引を行うため			
振替を行った日 令和 年 月 日			
振替可能削減に係る情報	種類 振替の数量 識別番号	超過削減量 1,000 t-C02 110-9000000001~110-90000001000	

(日本産業規格A列4番)



# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

### <振替可能削減量振替申請書の記入事項について>

様式第10号

(あて先)  
埼玉県知事

① 年 月 日

② 住 所  
氏 名  
印  
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

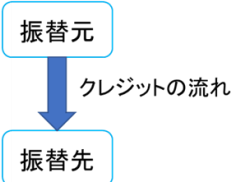
振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

③ 減少の記録がされる口座情報	<input type="checkbox"/> 座 番 号	管理口座の種類
	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	
④ 増加の記録がされる口座情報	<input type="checkbox"/> 座 番 号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。) 事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	
⑤ 振替の原因となった事由	年 月 日	
⑦ 振替可能削減に係る情報	種 類	⑥ 振替の数量
	識別番号	
⑧ 1単位当たりの取引価格	別添のとおり	
添付書類	別添のとおり	
振替可能削減の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり	
(受付欄)		

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)



#### ① 申請年月日

申請年月日の記載があるかを確認する。郵送の場合は、発送日を記載する。

#### ② 申請者情報

申請者の情報が記載されているか、代表者印が押印されているかを確認する。原則として、印鑑証明書の印と同じ印。使用印鑑届出が提出されている場合は、使用印でも可。

#### ③ 減少の記録がされる口座情報

減少の記録がされる(振替元となる)口座番号を記載する。指定管理口座の場合のみ、事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。管理口座の種類は、「指定」又は「一般」を記載する。振替については、指定管理口座から指定管理口座への移転はできないので、注意する。一般管理口座から指定管理口座への移転は、相互に関連付けられた口座のみのため注意する。

#### ④ 増加の記録がされる口座情報

増加の記録がされる(振替先となる)口座番号を記載する。管理口座の種類は、「指定」又は「一般」が記載される。一般管理口座の場合、「口座名義人の氏名又は名称」に法人名を記載する。指定管理口座の場合、「口座に係る大規模事業所の情報」に事業所の名称、事業所の所在地、事業所番号を記載する。

# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

⑨

別添(振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先)

連絡先	
会社名	
郵便番号	
管理部署住所	
所属名	
担当者名	
電話番号	
ファックス番号	
E-mailアドレス	

振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

⑩

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	有・無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	有・無

※ □ 座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書(原本)又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

### ⑤ 振替の原因となった事由

振替の理由を記載する。以下に主に記載される理由の例を示す。

例：指定 → 一般：他事業者との取引を行うため 大規模事業所廃止のため

例：一般 → 一般：他事業者との取引を行うため

例：一般 → 指定：削減量の不足分を振替量充当により達成するため など

### ⑥ 振替希望日

希望がある場合に申請から10開庁日後以降の日付を記載する。

希望がない場合は、「最短日」と記載する。

※ 申請の混雑具合や書類の補正にかかる期間により、振替希望日を超える場合があります。

### ⑦ 振替可能削減量に係る情報

種類、振替の数量を記載する。

振替の数量については、具体的な数量以外にも「全量」でも可とする。

識別番号は、指定する場合のみ記載する。

識別番号の記載がある場合は、振替の数量の記載は不要。

※ 識別番号の記載がない場合は、識別番号の小さいものから移転される。

### ⑧ 単位当たりの取引価格

1 単位当たりの取引価格が記載されているかを確認する。(空白でも可)

※ 自社間の移転等で取引価格が発生しないものは、空白(または0円)とする。

### ⑨ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先を記載する。

### ⑩ 添付資料について

添付書類は該当するものに○をつける。

原則、印鑑証明書を添付すること(発行から6か月以内)。

ただし、既に印鑑証明書(原本)を提出していて、変更がない場合は、提出不要。



# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

オフセットクレジットを利用するためには、「振替可能削減量等発行等申請書」を県に提出する必要があります。県による発行手続き後、「振替可能削減量等発行通知書」が発出され、県制度での利用が可能になります。

### 振替可能削減量等発行等申請書

クレジット等はその種類によって発行先となる管理口座の種類が異なる。

**オフセットクレジット**は**一般管理口座**の口座名義人が、**超過削減量及びその他ガス削減量**は**指定管理口座**の口座名義人が**発行申請を行う**。

#### <クレジット等の発行申請に関する注意事項>

クレジット等の発行申請を行うに当たっては、**事前にクレジット等に係る削減量等の認定手続きが必要**である。削減量等の認定までに必要な具体的な手続等については、次に記載する**各算定ガイドラインを参照**のこと。

- ▶ 県内中小クレジット：県内中小クレジット算定ガイドライン
- ▶ 県外クレジット：県外クレジット算定ガイドライン
- ▶ 再エネクレジット：再エネクレジット算定ガイドライン
- ▶ 森林吸収クレジット：森林吸収クレジット算定ガイドライン
- ▶ その他ガス削減量：その他ガス削減量算定ガイドライン

様式第13号

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住所  
氏名

印  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管理口座の種類
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号
振替可能削減量等に係る情報	種 類 発行又は振替の数量 振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり
(受付欄)	

様式第13号

振替可能削減量等発行等通知書

温 対 第 3 1 - 0 号  
令和 7 年 3 月 1 8 日

株式会社埼玉県  
代表取締役社長 埼玉 太郎 様

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第10条の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を第13条第9項の規定により次のとおり通知します。

口座番号	110-110-00000000000000000000	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替可能削減量等に係る情報	種 類 発行又は振替の数量 振替可能削減量等(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	森林吸収クレジット(埼玉県認証)	10,000 t-CO2 71020001
備考			

(日本産業規格A列4番)

# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

### <振替可能削減量等発行等申請書の記入事項について（オフセットクレジットを発行する場合）>

様式第13号

① 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

② さいたま市浦和区高砂  
住所 〇〇-〇〇-〇〇  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

③	口 座 番 号	110-110-00000000###-00	管理口座の種類	④ 一般
⑤	口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所番号
		記入不要		
⑥	振替可能削減量等に係る情報	種 類	東京連携クレジット	
		発行又は振替の数量	〇〇t-CO <sub>2</sub>	
		振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
	添 付 書 類	別添のとおり		
	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
	(受付欄)			

#### ① 申請年月日

申請年月日の記載をする。郵送の場合は、発送日を記載する。

#### ② 申請者情報

申請者の情報を記載する。代表者印を押印する。原則として、印鑑証明書の印と同じ印。使用印鑑届出を提出している場合は、使用印でも可。

#### ③ 口座番号

オフセットクレジットは一般管理口座にのみ発行が可能のため、一般管理口座の口座番号、110-110-000000000000〇〇〇-00を記載する。

#### ④ 管理口座の種類

オフセットクレジットは一般管理口座にのみ発行が可能のため、「一般」と記載する。

#### ⑤ 口座に係る大規模事業所の情報

記入不要。

#### ⑥ 振替可能削減量等に係る情報

▶ 種類：オフセットクレジットの種類を記載する。

※ 東京連携クレジットの場合、口座等移転記録通知書に“超過削減量”と記載されているが、当該発行申請書では“東京連携クレジット”と記載する。

▶ 認定（認証）番号：認定（認証）通知書等に記載のとおり記載する。

# C. 取引手続きについて

## － 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

別添（振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先）

⑦ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	連絡先	
	会社名	株式会社〇〇〇〇
	郵便番号	〒000-0000
	管理部署住所	さいたま市浦和区高砂0-0-0
	所属名	〇〇〇〇
	担当者名	■■ ■■
	電話番号	000-0000-0000
	Fax番号	000-0000-0000
E-mailアドレス	aaaa@bb.co.jp	

### ⑦ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先

振替可能削減量等の管理を行う部署の連絡先を記載する。  
 (会社名、郵便番号、管理部署住所、所属名、担当者名、電話番号、ファックス番号、E-mailアドレス)  
 管理口座の情報について、公表を希望している場合、当該事項は公表される。

### ⑧ 添付資料について

添付書類は該当するものに○をつける。  
 原則、印鑑証明書を添付すること（発行から6か月以内）。  
 ただし、既に印鑑証明書（原本）を提出していて、  
 変更がない場合は、提出不要。

参考（添付書類抜け漏れチェックリスト）

	チェック	添付書類
公表を希望する場合		振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について
法人の場合	○	印鑑証明書又はこれに準じるもの*
個人の場合		住民票又はこれに準じるもの*
県内中小クレジットの場合		県内中小クレジット削減量認定通知書
再エネクレジットの場合 (環境価値換算量)		再生可能エネルギー電力量認証通知書
再エネクレジットの場合 (その他削減量)		その他削減量に係る電力等の認証通知書
県外クレジットの場合		県外クレジット削減量認定通知書
森林吸収クレジットの場合		森林吸収量の最終所有者であることを示す書類
東京連携クレジットの場合	○	連携県口座等移転記録通知書

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

- ▶ 県内中小クレジット  
県内中小クレジット削減量認定通知書
- ▶ 再エネクレジット（環境価値換算量）  
再生可能エネルギー電力量認証通知書
- ▶ 再エネクレジット（その他削減量）  
その他削減量に係る電力等の認証通知書
- ▶ 県外クレジット  
県外クレジット削減量認定通知書
- ▶ 森林吸収クレジット  
森林吸収クレジット削減量認定通知書
- ▶ 東京連携クレジット  
減少記録を証明する書類（東京都から発行されるもの）

# C. 取引手続きについて

－ 3. 県への排出量取引(クレジット等の振替)申請－

## <取引のパターン>

### (1) 自社の他事業所から超過削減量に移転する場合

- ▶ **自社**の事業所間で超過削減量を取引し目標達成する方法。

### (2) 自社のオフセットクレジットを発行及び移転する場合

- ▶ **自社**のオフセットクレジットを使用して目標達成する方法。

### (3) 他社との取引により超過削減量を取得する場合

- ▶ **他社**が持つ超過削減量を取得し目標達成する方法。

### (4) 他社との取引によりオフセットクレジットを取得する場合

- ▶ **他社**が持つオフセットクレジットを取得することで目標達成する方法

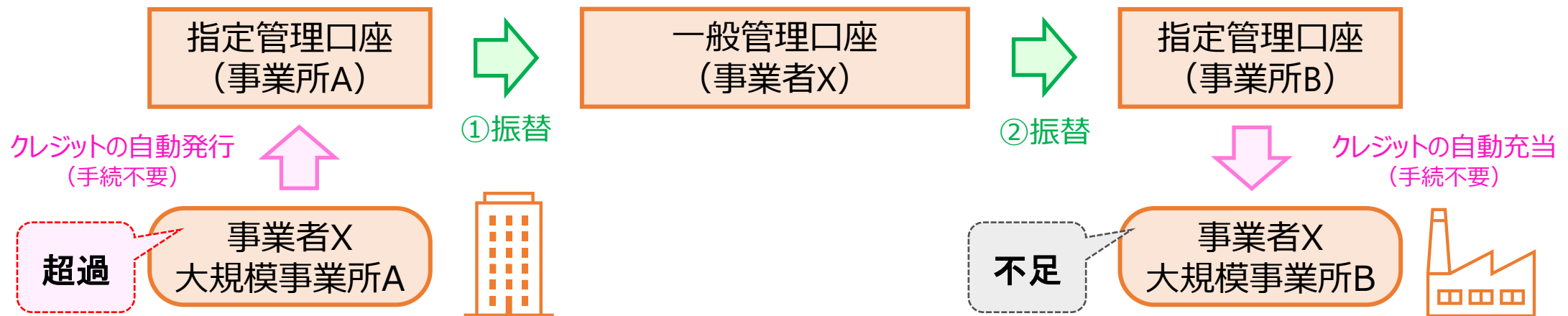
### (5) 東京都の事業者との取引により超過削減量を取得する場合

- ▶ **東京都の事業者**が持つ超過削減量を取得することで目標達成する方法。

# C. 取引手続きについて －排出量取引におけるクレジット等の流れ(1)－

## (1) 自社の他事業所から超過削減量に移転する場合

▶ **自社**の事業所間で超過削減量を取引し目標達成する方法。



### 【手続き】

- ① 振替申請：指定 (**事業所A**) → 一般 (**事業者X**) への**移転**
- ② 振替申請：一般 (**事業者X**) → 指定 (**事業所B**) への**移転**

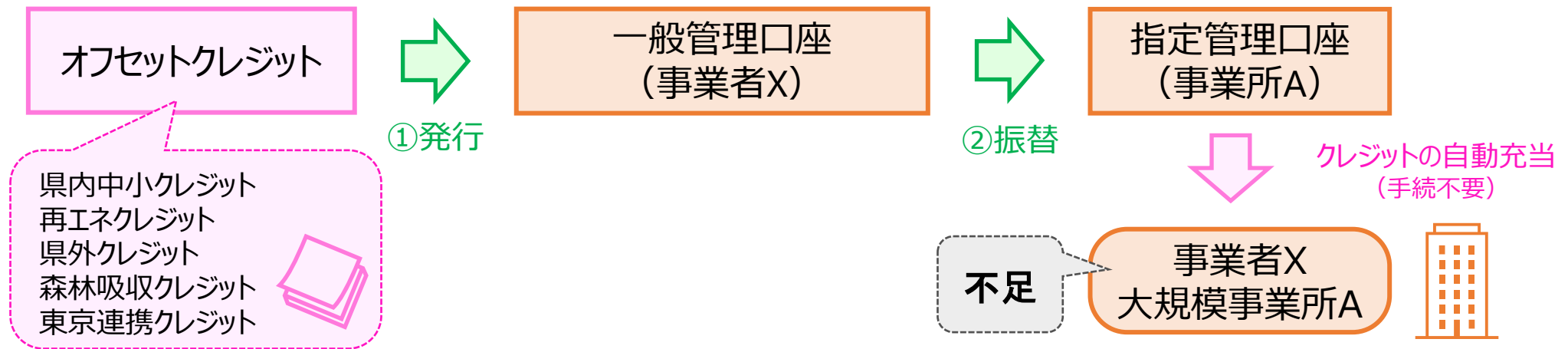
### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書 (様式第10号) × **2**種類 (①振替、②振替)
- ▶ 印鑑証明書 (原本) ※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

# C. 取引手続きについて －排出量取引におけるクレジット等の流れ(2)－

## (2) 自社のオフセットクレジットを発行及び移転する場合

▶ **自社**のオフセットクレジットを使用して目標達成する方法。



### 【手続き】

- ① 発行申請：オフセットクレジットの**発行**（**事業者X**）
- ② 振替申請：一般管理口座（**事業者X**）→指定管理口座（**事業所A**）への**移転**

### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量等**発行**等申請書（様式第10号） **1**種類（①発行）
- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書（様式第10号） **1**種類（②振替）

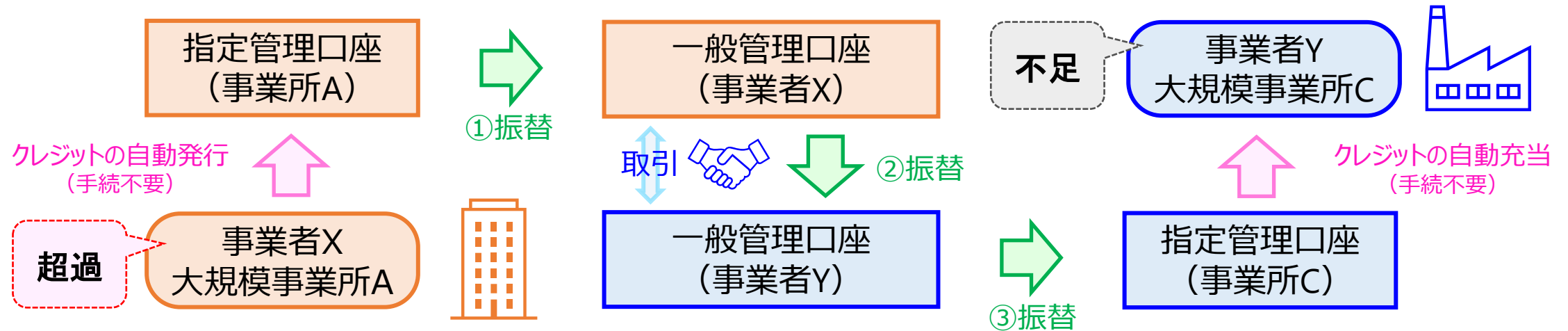
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）  
※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要



# C. 取引手続きについて －排出量取引におけるクレジット等の流れ(3)－

## (3) 他社との取引により超過削減量を取得する場合

▶ **他社**が持つ超過削減量を取得し目標達成する方法。



### 【事業者Xが行う手続き】

- ① 振替：指定（事業者A）→ 一般（事業者X）
- ② 振替：一般（事業者X）→ 一般（事業者Y）

### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量振替申請書 **2**種類（様式第10号）  
（①振替、②振替）
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）  
※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

### 【事業者Yが行う手続き】

- ※ 事業者Xの手続後
- ③ 振替：一般（事業者Y）→ 指定（事業所C）

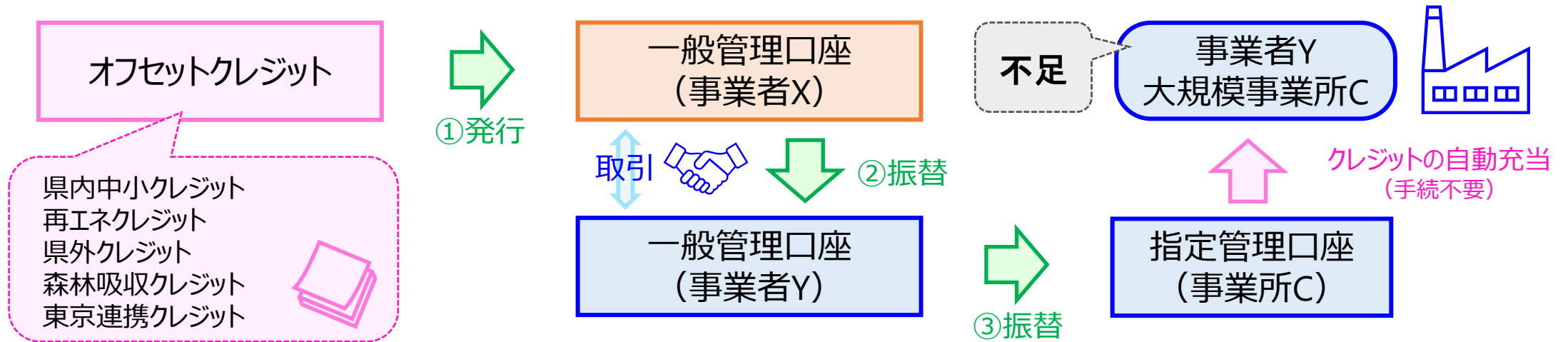
### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量振替申請書 **1**種類（様式第10号）  
（③振替）
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）  
※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

# C. 取引手続きについて －排出量取引におけるクレジット等の流れ(4)－

## (4) 他社との取引によりオフセットクレジットを取得する場合

▶ **他社**が持つオフセットクレジットを取得することで目標達成する方法



### 【事業者Xが行う手続き】

- ① 発行：オフセットクレジットの**発行**
- ② 振替：一般（**事業者X**）→一般（**事業者Y**）

### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量等**発行**等申請書 **1**種類（様式第12号）（①発行）
- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書 **1**種類（様式第10号）（②振替）
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）  
※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

### 【事業者Yが行う手続き】

※ **事業者Xの手続後**

- ③ 振替：一般（**事業者Y**）→指定（**事業所C**）

### 【提出書類】

- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書 **1**種類（様式第10号）（③振替）
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）  
※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

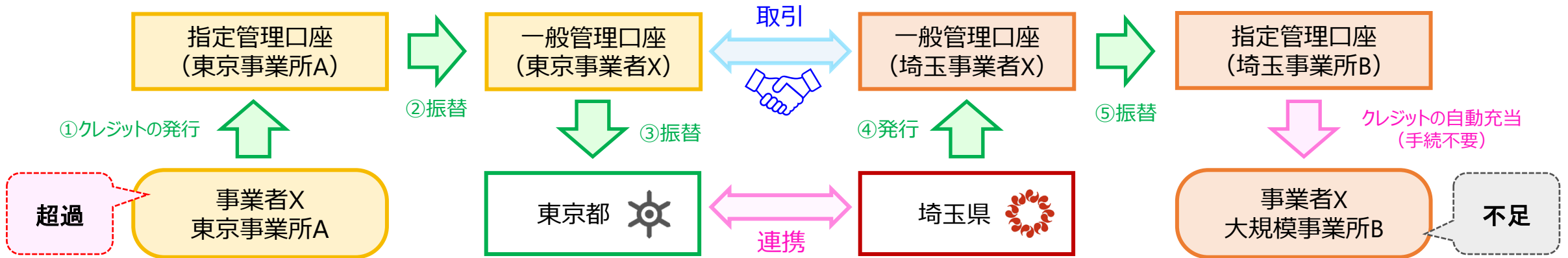


# C. 取引手続きについて

－排出量取引におけるクレジット等の流れ(4)－

## (5) 東京都の事業者との取引により超過削減量を取得する場合

▶ **東京都の事業者**が持つ超過削減量を取得することで目標達成する方法。



※ 東京都と埼玉県の口座名義人は同一であること。

### 【事業者X（東京）が行う手続き】

- ① 発行：超過削減量の**発行**
- ② 振替：指定（**東京事業者A**）→ 一般（**東京事業者X**）
- ③ 振替：一般（**東京事業者X**）→ 一般（**埼玉事業者X**）

参考

### 【提出書類（提出先：東京都）】

- ▶ 振替可能削減量等**発行**等申請書 1種類（都様式）（①発行）
- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書 2種類（都様式）（②振替、③振替）
- ▶ 添付資料：印鑑証明書（原本）

※既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要

### 【事業者X（埼玉）が行う手続き】 ※事業者X（東京）の手続後

- ④ 発行：事業者X（東京）から移転するクレジットの**発行**
- ⑤ 振替：一般（**埼玉事業者X**）→指定（**埼玉事業所B**）

### 【提出書類（提出先：埼玉県）】

- ▶ 振替可能削減量等**発行**等申請書 1種類（様式第12号）（④発行）
- ▶ 振替可能削減量**振替**申請書 1種類（様式第10号）（⑤振替）
- ▶ 添付資料 ① 減少記録を証明する書類（**東京都から発行されるもの**）
- ▶ 添付資料 ② 印鑑証明書（原本）（変更がない場合は不要）

# 参考：排出量取引に係る県HPのURL

## 「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

## 「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

## 「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

## 「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

## 「申請・届出・クレジット様式集」

(クレジットの手続きに関する様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

# 制度に関する御質問について

(お問合せ先)

**埼玉県 環境部 温暖化対策課**  
**計画制度・排出量取引担当**

TEL 048-830-3043,3044,3049

FAX 048-830-4777

Mail [a3030-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-03@pref.saitama.lg.jp)

「エル・ジー」



埼玉県マスコット「コバトン」

一般的な質問・回答内容はホームページ等で後日公表する予定です。